

千葉県と株式会社ニチレイフーズとの「食」を通じた連携に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と株式会社ニチレイフーズ（以下「乙」という。）は、持続可能な社会の実現に向けた取組（以下「本事業」という。）の推進を目的に、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が千葉県動物公園（以下「動物公園」という。）等で推進する「生物多様性の保全」や「教育・環境教育」等の取組と、乙が推進する「食」に関する諸課題についての啓発活動や課題対策等の取組における連携を強化することにより、持続可能な社会の実現と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）「食」を通じた生物多様性及び環境の保全の取組みに関すること
- （2）食品ロスの削減および資源の有効活用の取組みに関すること
- （3）サステナビリティ推進の取組みに関すること
- （4）食育の推進や「食」を通じた環境教育の取組みに関すること
- （5）その他、本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

2 前項に基づく具体的な実施内容、役割分担及び費用負担等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用しない。

- （1）既に公知であった情報
- （2）開示後、自己の責によらず公知となった情報
- （3）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- （4）法令に基づき開示を求められた情報

3 本条の規定は、本協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による解約又は変更の申出がないときは、本協定は同一条件により1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

2 本協定の内容の変更については、甲乙協議の上、書面により行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月25日

甲

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙

東京都中央区築地6丁目19番20号 ニチレイ東銀座ビル
株式会社ニチレイフーズ
代表取締役社長 竹永 雅彦